

平成23年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成23年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年3月4日	9時39分	議長	酒井恵明	
及び宣告	散会	平成23年3月4日	11時59分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課長	吉浦茂樹		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	毛利俊治		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告
日程第4	第2号議案	基山町まちづくり推進審議会条例の制定について
日程第5	第3号議案	基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第6	第4号議案	基山町課設置条例の一部改正について
日程第7	第5号議案	基山町行政区域審議会設置条例の一部改正について
日程第8	第6号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第9	第7号議案	基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第10	第8号議案	基山町消防委員会条例の一部改正について
日程第11	第9号議案	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第12	第10号議案	町有財産の無償譲渡について
日程第13	第11号議案	基山町老人憩の家の指定管理者の指定について
日程第14	第12号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）
日程第15	第13号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第16	第14号議案	平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第17	第15号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第18	第16号議案	平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）
日程第19	第17号議案	平成23年度基山町一般会計予算
日程第20	第18号議案	平成23年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第21	第19号議案	平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第22	第20号議案	平成23年度基山町下水道特別会計予算
日程第23		議会改革特別委員長報告
日程第24	第21号議案	基山町議会委員会条例の一部改正について

- 日程第25 報告第1号 基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基
本計画について
- 日程第26 報告第2号 基山町土地開発公社の業務報告について

～午前 9 時39分 開会～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成23年第 1 回基山町議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（酒井恵明君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、重松一徳議員と後藤信八議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（酒井恵明君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より23日までの20日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第 3 町政報告

○議長（酒井恵明君）

日程第 3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成23年第 1 回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町まちづくり推進審議会条例の制定について、基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、基山町課設置条例の一部改正について外 6 件、町有財産の無償譲渡について、基山町老人憩の家の指定管理者の指定について、

予算関係が、平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）、平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）、平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）、平成23年度基山町一般会計予算、平成23年度基山町国民健康保険特別会計予算、平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、平成23年度基山町下水道特別会計予算と報告2件をお願いいたしております。

さらに、会期中、基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正について、基山町農産物加工場の指定管理者の指定について、基山町教育委員会教育委員の任命についての追加議案をお願いしたいと思っております。

また、地方税法の一部を改正する法律に伴う基山町税条例の一部改正及び基山町国民健康保険条例の一部改正の追加議案をお願いしたいと思っております。しかしながら、国会の審議いかんによっては、会期内に議案の提案ができない場合もあります。その場合は、専決処分をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。

基山町消防団出初め式が1月10日に町営球場で行われ、寒さ厳しく雪の降る中、通常点検、五色放水等が行われ、消防関係者や多くの来賓を含め約200人の参加がありました。また、本年は鳥栖消防署より、はしご車の出動があり、式を盛り上げました。

春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われておりますが、それに先立ち、2月22日に町内の保育園、幼稚園による幼年消防クラブの防火パレードが行われました。消防関係者を含め約230人により、佐賀県農協基山支所から基山総合体育館までパレードを行い、火災予防の啓蒙に努めました。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタを役場を中心とした会場で開催しました。今年度は第7回目で、地域間、世代間の交流を図ることを目的に、自然・食と健康・交流の3つのテーマに沿ったさまざまなイベントを催しました。昨年度は新型インフルエンザの影響で中止をしたため、人出を心配しておりましたが、前日の雨もうそのように晴れ、多くの人でにぎわい、大盛況のうちに無事終わることができました。

次に、基山町協働のまちづくり支援自販機につきましては、公共用地内や公共施設内に14台設置しています。本年度の基金額は1,971,130円となっております。

次に、昨年10月に発足した鳥栖基山連携強化に向けた勉強会の取り組みとして、職員研修として、基山町で行ったメンタルヘルスセルフケア研修に鳥栖市から9名の職員を受け入れ、鳥栖市が行った政策形成研修等接遇マナー向上研修に11名の職員を派遣しました。また、2月1日に基山町と鳥栖市の市町境を越えた防犯パトロールを実施し、地域の防犯活動の強化を図りました。

次に、企業立地奨励金として、株式会社大神と株式会社松野金型製作所の2社に交付することになりました。

株式会社九電工研究開発センター敷地内に、12月24日、300人収容の6階建ての職員研修センターの起工式が行われ、平成24年3月完成を目指して工事が進められております。

また、SUS株式会社九州新工場が1月に操業開始をいたしました。

次に、長引く経済不況に伴って、中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者認定申請の2月末の認定申請件数は、売上高減による申請が17件、利益率の減による申請が5件、指定金融機関からの借り入れ減による申請が2件となっております。

次に、健康増進対策についてでございます。

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業については、医療機関と協議し、1月20日から開始しました。広報やホームページでも周知しましたが、それぞれのワクチン接種対象者には個別通知を行い、周知の徹底に努めました。

また、子宮頸がんワクチン接種については1月24日に保護者説明会を開催し、保護者や対象者の不安解消に努め、スムーズに事業を開始することができました。

次に、こども課関係についてでございます。

平成23年度の保育園、学童保育の入所募集を1月22日から行っております。2月末の申し込み人数は、基山保育園196名、たんぼぼ保育園119名、ひまわり教室108名、コスモス教室46名となっております。

次に、農業振興についてでございます。

けやき台猪の浦児童公園において2月13日、けやき台日曜朝市を開催しました。当日は好天に恵まれ多くの人出があり、ちぎりの里のみそと基山でとれた新鮮な野菜を使った豚汁を配布し、消費者と生産者のふれあい親交を深めました。

次に、公園・下水道工事についてでございます。

基山総合公園整備工事3件、下水道工事3件の発注及び出来高については、別紙に記載し

ているとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、教育委員会関係でございます。

平成22年12月5日に第19回きやまロードレース大会が開催され、多目的運動場から小松折り返しの10キロメートルの部など11種目に801名のランナーがエントリーして健脚を競いました。

平成23年1月9日に基山町町民会館で基山町成人式が挙行され、多くの方々からのお祝いの言葉が贈られました。また、新成人2人が「成人の主張」で感謝の言葉や今後の抱負を述べ、251名の若者が成人としての新しい人生の一步を踏み出しました。

また、2月6日に子どもの基礎体力づくりと健全育成を柱とした第28回基山町小学生駅伝大会が開催されました。当日は、少年野球チームなど17チームから339名の参加のもと、駅伝やマラソンで日ごろの練習の成果を発揮いたしました。

春の県体として、第51回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月18日から20日まで全33区間270.2キロメートルで行われました。三養基郡の代表として監督、コーチ以下32名（うち基山町から21名）の選手の方が選抜され、早春の肥前路と松浦路を疾走しました。選手一丸となって各区间で戦った三養基郡チームは、累計15時間23分58秒でゴールし、第10位となりました。中でも、基山町の中村信司郎選手が第1区間で、川野敬介選手が第20区間で力走り、区間賞に輝きました。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町大字長野105番地3、鶴田勝美様より11月24日に30千円、基山ライオンズクラブ様より12月21日に130千円、基山町ソフトボール協会様より12月22日に41千円を、いずれも基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領いたしました。

次に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

ふるさと応援寄附金に、平成22年12月までに2件、800千円の寄附がありましたので、ふるさと応援寄附基金に積み立てております。基金総額は現在3,550千円となっております。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～22 第2号議案～議案第20号

○議長（酒井恵明君）

日程第4．第2号議案より日程第22．第20号議案までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成23年第1回定例議会に付議いたします議案について、順次、提案理由の御説明を申し上げます。

第2号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定についてでございます。

基山町まちづくり基本条例の制定に伴い、町民参加と協働を推進するため、基山町まちづくり推進審議会条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第3号議案 基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、基山町まちづくり基本条例の制定に伴い、「町民」及び「住民」という用語を整理するため、基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第4号議案 基山町課設置条例の一部改正についてでございます。

現在、企画政策課で行っている国土調査に関することを事業調査の縮小に伴い、その業務を税務住民課に移管するため、基山町課設置条例を改正するものでございます。

第5号議案 基山町行政区域審議会設置条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、町の執行機関の委員に町議会議員が就任しないこととなったため、条例を一部改正するものでございます。改正前は、町議会議員2名、学識経験者3名、区長1名、町職員2名の合計8名を、町職員2名を除き、学識経験者3名、区長を2名増員し3名の合計6名に改正するものでございます。

第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

条例に追加するものとして、基山町まちづくり推進審議会条例の制定に伴うまちづくり審議会会長並びにその他の委員、次に、まちづくり交付金事業の事後評価の実施に当たり、都市再生整備計画評価委員会委員長並びにその他の委員、それに基山町地域福祉計画策定に伴う策定委員でございます。また、基山町議会議員の費用弁償の廃止に伴い、均衡を図るため、監査委員の費用弁償を廃止し、次に、基山町まちづくり基本条例並びに男女共同参画推進プランにつきましては、策定が完了したため策定委員の廃止、さらに町営住宅の入居資格選考委員会の廃止に伴い、選考委員会の項を削るものでございます。

新たに追加するものにつきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第7号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

平成23年4月より、乳幼児医療費の助成対象を、小学生については通院を新たに加え、中学生については入院まで拡大するため、基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第8号議案 基山町消防委員会条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、町の執行機関の委員に町議会議員が就任しないこととなったため、改正前定数8名中、町議会議員3名を学識経験者に改め、定数8名とし、条例を一部改正するものでございます。

第9号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、町の執行機関の委員に町議会議員が就任しないこととなったため、条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第10号議案 町有財産の無償譲渡についてでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法237条2項の規定により適正な対価なくして財産を譲渡する場合は、議会の議決を得る必要があるためお願いするものでございます。

譲渡財産は土地、基山町大字小倉988番の7、面積1,379平方メートル、基山町大字小倉999番地の6、面積293.84平方メートルの合計1,672.84平方メートル、譲渡の相手方は12区地縁団体、代表者・益田勝俊、譲渡の理由は、第一部消防格納庫建設予定地及び公民館用地として公共の用に供するため、無償譲渡するものでございます。

第11号議案 基山町老人憩の家の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由といたしましては、基山町老人憩の家の管理運営を効果的かつ効率的に継続して行わせるため、指定管理者を指定する必要があるためお願いするものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、基山町老人憩の家、指定管理者となる団体は、社会福祉法人基山町社会福祉協議会、指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）でございます。

これにつきましては、現計予算5,606,099千円に今回8,341千円を増額いたしまして、歳入歳出5,614,440千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第13号議案 平成22年度基山町国民健康保険補正予算（第5号）でございます。

これにつきましては、現計予算1,772,168千円に今回37,996千円を増額いたしまして、歳入歳出1,810,164千円にお願いするものでございます。

内容については、担当課長より補足説明をいたします。

第14号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）でございます。

これにつきましては、歳出予算、2款1項、医療給付費を100千円減額いたしまして、4款2項、繰出金に100千円増額いたしております。

第15号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

これにつきましては、現計予算175,385千円に今回6,035千円を減額いたしまして、歳入歳出169,350千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第16号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）でございます。

これにつきましては、現計予算704,751千円に今回82,534千円を減額いたしまして、歳入歳出622,217千円にお願いするものでございます。

内容については、担当課長より補足説明をいたします。

第17号議案 平成23年度基山町一般会計予算、第18号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計予算、第19号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、第20号議案

平成23年度基山町下水道特別会計予算につきましては、お手元に差し上げております基山町各会計予算編成方針をお目通しいただきまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここで平成23年度施政運営方針について御説明を申し上げます。

平成23年度施政運営方針。

平成23年第1回定例会の開会に当たり、提案しております平成23年度当初予算を初め、今後の町政運営について所信の一端を申し上げます。

我が国の経済につきましては、2008年秋の世界的な経済危機からやや回復傾向は見られるものの、本格的な回復の軌道には乗っておらず、いまだ慢性的なデフレ状態が続いております。

す。また、依然として失業率は高水準であり、国民生活に密接に関連する雇用情勢、特に高校生・大学生の就職内定率はかつてなく厳しく、円高や物価の持続的な下落等、景気回復への不透明感は増しております。

国政におきましては、地域主権改革を最重要施策として位置づけ、昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、地方公共団体の事務事業についての義務づけ、枠づけの見直し、市町村への権限委譲、ひもつき補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保等を盛り込んだ地域主権改革3法案が国会に提出されましたが、いまだ成立の見通しは立っておりません。さらに、少子・高齢化、生産年齢人口の減少が進む中で、持続可能な社会保障整備とそれに対する財源確保の対応はおくれているため、国民の将来への不安感はますます高まっております。

さらに、政府は、例外なく関税を撤廃する環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPへの参加のため、関係国との協議を開始すると表明しております。このことは、国の根幹にかかわる問題であり、特に農業政策に大きな影響が予想されますので、動向を注意いたしてまいります。

地方財政につきましては、地方税収の落ち込みや社会保障関係経費の増加に加え、十分な税源委譲がないままに権限委譲がなされ、多くの自治体の財政は限界に近づいているかのようです。このため、今後も厳しい財政運営を迫られている地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額確保に地方交付税が増額されています。

さて、平成23年度は第4次基山町総合計画の折り返しの年であります。これまでの経過を踏まえ気持ちを新たに、基山町の将来像であります「みんなで創る 人と自然が輝くまちきやま」の実現に向け、明示されております課題に真摯に取り組んでいく所存であります。今年度は、特に次の3項目を重点政策に掲げ、町政運営に努力してまいります。

1つ目は、協働のまちづくりの推進であります。

多くの町民の方々に参加をいただき策定してまいりました町民主役のまちづくりの基礎となります「基山町まちづくり基本条例」が4月から施行され、いよいよ協働のまちづくりがスタートいたします。今年度は、町民の皆さんへまちづくり基本条例の周知や、まちづくり提案書等の支援を行い、町民参加による協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

2つ目は、持続可能な財政運営の実現であります。

景気の先行きが不透明な情勢で、歳入の根幹をなす町税や地方交付税などの一般財源総額

の増は望めない状況であります。膨らむ財政需要に対応できるよう限られた財源を重点的かつ効率的に配分をしながら、費用対効果等の徹底した検証を行います。さらに、昨年9月に策定いたしました中長期財政計画に示されております数値目標を実現するため、歳出のさらなる見直し等を行い、持続可能な財政運営を目指しております。

3つ目は、定住・人口増対策であります。

本町の人口は、平成11年をピークに毎年100人程度減少いたしており、減少を何とか食い止めたいとの思いから、昨年、職員による検討委員会を立ち上げ、5項目の提案がっております。今年度は、提案書をもとに基山町の魅力を発信しつつ、福祉、子育て支援及び教育における行政サービスとして何ができるかを取り組み、定住・人口増につなげてまいりたいと思っております。

続きまして、今年度の予算、主な施策について説明をいたします。

本町の平成23年度予算につきましては、予算編成の基本であります「入るを量りて出ざるを制す」の姿勢に立ち、持続可能な財源運営を考慮しつつ、行政経営会議での事業仕分けもを行い、予算編成を行ったところです。

結果といたしましては、一般会計におきましては、平成22年度の当初予算との対比で348,877千円増の5,376,976千円の予算を計上しております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計1,765,944千円、後期高齢者医療特別会計176,320千円、下水道特別会計422,431千円の予算を計上しております。22年度まで予算計上しておりました老人保健特別会計については、本年度からは予算計上をしておりません。

一般会計と特別会計の合計額は7,741,674千円、平成22年度の当初予算との対比で238,698千円増の予算を計上いたしております。

平成23年度における主な事業のうち新規に取り組むものとしていたしましては、厚生福祉関係では、地域福祉計画策定事業、小学6年生までの通院及び中学生の入院医療費の助成の拡大、まちづくり関係では、橋梁修繕実施点検事業、教育関係では、基山町町史ダイジェスト版作成事業等であります。

主な継続事業といたしましては、昨年度より開始した子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン事業や介護保険事業、障害者自立支援事業、塵芥処理事業、広域ごみ処理施設運営事業（負担金）、し尿処理事業（負担金）、町道改良事業、総合公園整備事業、消火栓維持管理事業（負担金）、基肄城跡水門石垣保存事業等を実施いたします。

国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費が124,391千円、後期高齢者支援金等が11,583千円、共同事業拠出金が53,200千円増加し、会計全体では、前年との対比で178,290千円の増額となっております。

老人保健特別会計につきましては、今年度の予算計上はありません。

後期高齢者医療特別会計では、広域連合納付金が2,739千円の減、保険事業費が1,182千円の増となり、会計全体では1,641千円の減となっております。

下水道特別会計につきましては、公共下水道工事費が340,662千円の減となり、前年度との対比で286,273千円の減額で計上いたしております。

次に、町政の運営について説明をいたします。

初めに、機構改革についてであります。

機構改革につきましては、平成4年度から取り組んでまいりました国土調査事業につきましては、平成22年度で調査業務が一応終了いたしますので、国土調査係を廃止し、残された業務につきましては税務係に移管することにいたしました。組織機構につきましては、今後も検証を行い、適宜改革を行ってまいります。

次に、男女共同参画の推進についてであります。

男女共同参画の推進につきましては、基山町男女共同参画推進プラン策定委員会から、2月16日に「基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画」が提出されました。委員会においては、2カ年にわたり10回の会議が開催され、熱心な審議が行われ、平成23年度から平成32年度までに本町が取り組む課題を設定し、施策の方向性が示されております。推進プラン等を最大限に尊重し、本町の男女共同参画推進に向け、庁内に「男女共同参画推進会議」を設置いたします。

次に、子育て支援についてであります。

次世代の社会を担う子どもたちの健やかな成長と保護者の子育て支援のため、保育所、放課後児童クラブ及び子育て交流広場の事業運営のより一層の充実を図ってまいります。

乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の推進を図るため、乳幼児及び児童の医療費助成を行っておりますが、今年度から、これまでの助成に加え、小学生の通院及び中学生の入院までに拡大し、保護者の負担軽減と乳幼児及び児童の健全な育成に努めてまいります。

将来の子宮頸がん発病のリスクを少なくすること、さらに乳幼児における感染症を予防するため、昨年度から全額公費負担としてスタートしました、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ

ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、今年度、本格実施となりますので、さらなる予防接種の推進を図ってまいります。

次に、福祉関係についてであります。

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化や核家族化の進行により、個人が人として尊厳を持って家庭や地域の中でその人らしく地域の一員としてつながりを持ちながら安心した生活を送れるよう、ともに支え合うことが社会福祉の大きな課題となっております。こうした背景から、行政を中心とする福祉サービスの充実はもちろんのことですが、地域での支え合い、助け合いなど、地域を視点とする新たな取り組みが重要となっておりますので、今年度から2カ年にわたり基山町地域福祉計画策定委員会を設置し、調査、審議を行い、基山町地域福祉計画を策定いたします。

次に、環境行政についてであります。

地球温暖化防止の取り組みとして、昨年に引き続き、公共施設の省エネ・グリーン化推進事業を実施し、防犯灯のLED化を進め、CO₂の削減や維持管理費の削減に努めます。また、ごみ減量化対策としてリサイクルステーションの数を増設し、分別とリサイクルを推進し、循環型社会の形成に取り組みます。さらに、使用済み小型家電からレアメタル、いわゆる希少金属回収のモデル事業を実施し、効率的、かつ効果的な回収方法や適正処理方法について検討し、資源の有効利用に努めてまいります。

次に、町道改良についてであります。

城戸1号線の道路改良工事につきましては、用地購入及び工事に着工し、平成25年度完了に向け事業を進めてまいります。高島団地内の道路改良工事につきましては、北高島団地内の側溝整備工事を行います。新規に、橋梁長寿命化修繕計画点検結果に基づき、橋梁修繕実施のための点検業務を実施いたします。

次に、公園事業についてであります。

基山総合公園事業につきましては、昨年に引き続き菖蒲坂ため池西側の造成工事を施工し、整備を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。

管渠工事につきましては、認可区域未完成地区を予定しております。南高島団地地区におきましては、管渠工事が終了しましたので、舗装工事を行います。

次に、緊急雇用対策についてであります。

緊急雇用対策につきましては、「ふるさと雇用再生特別交付金」と「緊急雇用創出事業交付金」を活用し、特別支援教育事業、住みよい環境整備事業、すこやかな出産・育児サポート事業、駅前の安全確保及び環境美化事業、固定資産データ整備事業、地域福祉計画策定事業、ごみ減量化及び環境改善推進事業、観光活性化事業及び協働のまちづくり推進事業に雇用の促進を図ります。その他、状況を見ながら臨時職員の募集を行ってまいります。

私は、町長として7年間、町民の皆様の熱い思いを受けとめ、行財政改革、協働のまちづくり等町政の懸案に取り組んでまいりました。ことしはもう一度原点にさかのぼり、地方自治の使命であります、町民の皆さんが安全で安心して生活ができる町、安定して仕事にいそむことができる町、そして町民の皆さんの意見がバランスよく反映できる行政運営に取り組んでまいります。

以上、町政運営について所信の一端を申し述べました。平成23年度も大変厳しい行財政運営が予想されます。基山町の恵まれた資源を最大限に生かしながら町民の皆様と力を合わせ、基山町が持続的に発展できるよう全力を挙げてまいりますので、議会の皆様初め、町民の皆様の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただきまして、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（酒井恵明君）

ここで10時45分まで休憩いたします。

～午前10時28分 休憩～

～午前10時47分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございません。私もちょっと間違ってしまったようなことでございまして、実は施政運営方針の中で下水道特別会計については、公共下水道工事費が340,000千円と申し上げたそうでございますけれども、実は304,662千円の減というのが本当でございまして、そのように訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（酒井恵明君）

それでは、町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の補足説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

それでは、私のほうから、第2号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定につきましての補足説明をさせていただきます。

議案の1ページをお願いいたします。

今回、基山町まちづくり基本条例の制定に伴いまして、町民参加と協働を推進するため、基山町まちづくり推進審議会条例を制定する必要があるためでございます。

昨年9月に議決をいただきました基山町まちづくり基本条例第27条第4項に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

趣旨につきましては、今申し上げましたとおりでございます。

第2条につきましては、この審議会の所掌事務について定めたものでございます。

第1項では、町の諮問に応じまして調査、審議していただき答申できる事項を定めたものでございます。

まず、第1号につきまして、実施状況に基づき効果、評価について審議をしていただくものです。

第2号につきましては、前号の評価を踏まえて、改善策等を審議していただきます。

第3号につきましては、一定の活動領域を代表する者として認定する場合につきまして、認定に異議があったり、第4号で提案との採否、こういうものにつきまして異議申し立て等があった場合につきましては、その妥当性についての審議をしていただくものでございます。

第5号につきましては、条例の見直し等について審議していただきます。

第2条第2項でございますが、諮問された事項以外でも町に対して提言をすることができる旨を定めたものでございます。

第3条につきましては、審議会の委員の構成、任期、再任を定めたものでございます。

委員総数を7名といたしまして、委員構成といたしましては、特に町民活動団体や地域コミュニティ関係につきましては、協働のまちづくりにおきまして重要な役割を果たしていただくということで、特におのおの1名ずつを予定しておるところでございます。

それから、次のページをお願いいたします。

第3項でございます。まちづくり基本条例第28条で定めていますとおり、条例の検討期間を4年を超えない範囲と定めることに合わせまして、任期を4年とするということにしております。

第4項につきましては、同じ方が何度も継続して委員になることで生じる弊害を防ぐために、再任の期間を2期までというふうに限定させていただいているものでございます。

第4条、第5条、第6条につきましては、会長や副会長の選任及び職務、審議会の会議や会議録について定めたものでございます。

第8条につきましては、この審議会の事務は企画政策課で行うということでございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日を予定いたしております。

以上、補足説明について終わらせていただきますが、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

次に、第3号議案に対する企画政策課長の補足説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

それでは、引き続き私のほうから補足説明をさせていただきます。

第3号議案でございます。基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

今回、基山町まちづくり基本条例の制定に伴いまして、町民及び住民という用語を整備する必要がございます。そのために、基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要があるということでございます。

補足説明につきましては、「資料（議案・補正予算関係）」の資料によりまして、資料の新旧対照表によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

それでは、まず第1条 基山町名誉町民の一部改正についてでございますが、第2条中の「町民又は」を「町民（基山町内に住所を有する者をいう。以下同じ。）又は」に改めさせていただきます。町民の定義をさせていただくものでございます。

それから、第2条の基山町総合計画審議会条例の一部改正につきましては、第3条第2項を改めるものでございます。団体は町民の中に含まれるということから、町民に統一をさせていただきます。委員に町会議員が就任しないこと等の理由によりまして、あわせて委員

の整備をお願いするものでございます。

第3条の基山町国土利用計画審議会条例の一部改正でございますが、第3条第2項第1号を改めるものでございます。これも前条と同じく、団体は町民の中に含まれるということから、町民に統一をさせていただくものでございます。

それから、第4条の基山町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。

2ページをお願いいたします。

第3条第1項中の「住民」を「町民（基山町内に住所を有する者をいう。）」改め、町民の定義をこれもお願いするものでございます。

それから、第5条の基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正につきましては、「住民」を「町民」に改めるというものでございます。

それから、第6条の基山町福祉振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正、これにつきましては、その他の住民福祉の「住民」を削りまして、「福祉」ということに改めさせていただくものでございます。「住民」を削らせていただきます。

第7条の基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の一部改正につきまして、第3条第2項第1号中の「町民及び」を「町民（基山町内に住所を有する者をいう。）又は」に改めさせていただきまして、これも町民の定義を改めさせていただくということでございます。

それから、第8条の基山町交通安全指導員の設置に関する条例の一部改正につきましては、第4条第1項中の「町民」を「町民（基山町内に住所を有する者をいう。）」ということで、これも町民の定義を改めさせていただくものでございます。

第9条の基山町土砂採取条例の一部改正と、第10条の地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部改正につきましては、「住民」を「町民」にそれぞれ改めさせていただくものでございます。

施行期日は、平成23年4月1日を予定いたしております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

次に、第6号議案に対する総務課長の補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の中の、都

市再生整備計画評価委員会委員について補足説明をさせていただきます。

これにつきましては、まちづくり交付金事業として、平成19年度から平成23年度までの事業としてスタートした交付金事業であります。名称が「まちづくり交付金事業」から「都市再生整備計画事業」というふうに改められまして、平成23年度が最終年度となるために、「都市再生整備計画評価委員会」という名目で事業目標の達成状況等の事業評価を実施するために設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

続きまして、第7号議案に対するこども課長の補足説明を求めます。こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

それでは、私のほうから、基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

今回、小学生の通院費及び中学生の入院費の医療費の助成拡大を行うために条例の改正をお願いしております。

議案資料の8ページをお願いいたします。

第2条の定義のところですが、中学生の年齢までを対象とするために、2の「児童 基山町に住所を有し、年齢が6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達した日」というところの「12歳」を「15歳」に改正をしております。

それから次に、第3条、対象者のところですが、改正前の第3項第3号の「児童（以下「第3号対象者」という。）」。ここは、これまでの小学生を表明してはいたけれども、中学生と区別するために、3号「6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「第3号対象者」という。）」に改め、ここを小学生のところを明記しまして、4号「12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「第4号対象者」という。）」を追加しまして、小学生と中学生の年齢のところを区分して助成対象者とさせていただいております。

それから、9ページをお願いいたします。

第4条、助成の範囲のところでございます。第3項の第3号対象者、これは小学生のところですが、助成範囲の拡大によりまして、これまでの「入院の医療」という文言を、

通院も対象になりますので、通院を含んだところで「医療」という文言に改めております。
第4号対象者、これは中学生の年齢のところですが、入院の医療の助成を行うため、第4号を追加しております。

それから、第7条の助成の方法のところでございます。第2項で、前条の第4条で第4項を追加しておりますので、「第2項並びに第3項」を「第2項から第4項まで」に改めております。

それから、第9条と次の10ページになりますが、10条につきましては、「乳幼児及び児童」という文言がありますが、これを「対象者」という文言に改めて整理をさせていただいております。

以上、御説明いたしました。御審議いただきまして、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

次に、第9号議案に対するまちづくり推進課長の補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

それでは、第9号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の12ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、法令に議会議員の設置規定がない場合は、議会から町の執行機関の委員に町議会議員が就任しないこととなったために1号を改正するものでございます。

入居資格選考委員会には、入居申込者に関する住宅困窮の実情とともに、申し込み要件である家族構成や所得を説明し、意見を聞いております。

町営住宅入居申し込みに関しては申込者に関するプライバシーがほとんどでありますので、第三者による入居資格選考委員会を設置するよりも、入居選考につきましては町長が行ったがよいと思われるために改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をしたいと思っております。議案資料の11ページをお願いいたします。

基山町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する新旧対照表でございます。

改正後では、第9条第1項「、町長が別に定める入居資格選考委員会の意見を聴いて」を

削るものでございます。また、そのことは、第2項の条文に関係しておりますので、第2項を削るものです。

第10条の改正内容は、第9条の改正によります条文の整備でございます。

施行期日につきましては、平成23年4月1日からお願いしております。

また、この条例の一部改正によりまして、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては以上でございます。

御審議をいただき可決いただきますようお願いしまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

次に、第12号議案に対する財政課長の補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

それでは、第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）の補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の19ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費についてでございます。

繰越明許費につきましては、国の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策といたしまして創設されました地域活性化交付金・きめ細かな交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業でございます。今回は全部で4本ございますが、そのうち3本、きめ細かな交付金事業につきましては、さきの臨時議会をお願いをいたしました分でございます。

そのうち9款、消防費の消防防災施設整備事業の内訳でございますが、防災行政無線増設工事が2,730千円、サイレン取り付け工事が2,425千円と消防の小型ポンプ購入費といたしまして2,058千円をお願いいたしております。小型ポンプ購入につきましては、ひまわり館用地舗装並びに黒谷緑地排水路整備、それから、先ほど言いました行政無線増設、サイレン取り付け工事の入札を行いましたところ、各工事の合計入札減は931千円となりましたので、その分の交付金を活用いたしまして一般財源をつぎ込みながらお願いをいたしているところでございます。

それから、10款の教育費でございますが、基山町立図書館空調改修事業につきましては、同じく光をそそぐ交付金事業ということで7,500千円をお願いをいたしております。これにつ

きましては、クーラー等の改修事業でございます。

20ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。

まず、まちづくり交付金事業債といたしまして10,500千円の更正をお願いいたしております。これは、まちづくり交付金金額の増額によるものでございます。

続きまして、地方道路整備事業債につきましては、事業費の確定によりまして、100千円の更正をお願いいたしております。

補助災害復旧事業債でございますが、これにつきましては、岩坪線の林道災によるものでございますけれども、これにつきまして激甚災指定がございましたので、国庫補助等が大幅に増となったために今回3,500千円の更正をお願いいたしております。

それでは、概要につきましては、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

まず、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、9款. 地方交付税の普通交付税でございます。今回21,678千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、国によりまして円高デフレ対応のための緊急総合経済対策といたしまして国の補正予算により増額とされたものでございます。

内容につきましては、平成21年度決算の剰余金並びに平成22年度国税徴収の増額補正に伴い法定率の増の一部を普通交付税の雇用対策等の単位費用の改正により交付されるものでございます。

4ページをお願いいたします。

11款. 分担金及び負担金、1節の農業費分担金でございますが、今回2,546千円の更正をお願いいたしております。これは、先ほど申しましたように、この農地災につきましても激甚災指定を受けたため国の補助率が引き上げられたことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

12款. 使用料及び手数料の4目. 土木使用料、5節の行政財産使用料で新しく4千円をお願いいたしております。これにつきましては、弥生が丘の緑地に携帯電話基地の設置申請によるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金でございます。3目. 土木費国庫補助金、2節の都市計画費補助金として、まちづくり交付金を9,900千円追加をお願いいたしておりますが、これにつきましては

交付額の決定によるものでございます。

続きまして、8目の総務費国庫補助金、1節の総務費補助金でございます。その中で、きめ細かな交付金につきましては額の確定で、今回812千円の更正をお願いいたしております。すぐ下の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金といたしまして新しく10,500千円をお願いいたしております。これも政府の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策として創設をされたものでございます。これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野、例えば、地方消費者行政、DV対策、自殺者予防等の弱者対策、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援するという目的で創設をされたものでございます。このうち、本町は知の地域づくりに取り組むということにいたしまして、各学校3校分の図書購入費といたしまして各校に500千円、それから町立図書館の図書の購入費といたしまして1,500千円、それから、先ほど繰越明許費の中で説明申し上げました町立図書館の環境整備といたしまして空調設備改修といたしまして7,500千円、計の10,500千円を実施するものでございます。

9ページをお願いいたします。

14款、県支出金でございます。9目、労働費県補助金、1節、労働費補助金でございますが、今回4,038千円の更正をお願いいたしております。内容といたしましては、放課後児童教室支援員設置事業の中で対象とならなかった分がございましたので、その分の減と、商工会が実施しております商店街等活性化事業で2名予定されておりましたが、実際の雇用が1名であったということのための減でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

16款、寄附金でございます。1目の教育費寄附金につきましては、育英資金寄附金といたしまして3件分寄附がございましたので、201千円の追加をお願いいたしております。

続きまして、3目の総務費寄附金の中でふるさと応援寄附金でございますが、これにつきましては、昨年暮れ、2件800千円ございましたので、追加をお願いいたしております。

13ページをお願いいたします。

繰入金でございます。今回、財政調整基金繰入金を20,000千円更正をお願いし、財源調整を図りました。

16ページをお願いいたします。

町債でございます。これにつきましては議案の第3表で説明いたしましたとおりでございます。

ます。

以上、歳入を終わります。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出の補正予算につきましては、事業実績並びに決算見込み等によりまして計上しておりまして、更正の分がほとんどでございます。

それでは、まず19ページをお願いいたします。

2款．総務費、5目の財産管理費、11節．需用費でございます。今回、燃料費といたしまして479千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては冷暖房用の灯油代でございます。年度当初1リットル当たり64円でありました灯油が現在76円というふうに単価アップをしております。それから、夏の猛暑、それからこの冬の厳しい寒さによりまして灯油も昨年に比べて、これは予定でございますけれども、1万リットルほど余計使っております。その関係上、今回追加をお願いいたしているところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

同じく総務費の9目．減債基金費でございます。今回、減債基金積立金といたしまして50,000千円をお願いいたしております。なお、これによりまして減債基金の現在高は77,492千円となる見込みでございます。

続きまして、13目のふるさと応援寄附基金積立金につきましては、歳入で申し上げましたとおり、800千円の寄附がございましたので、基金へお願いをするものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

3款．民生費、1目の児童福祉総務費でございます。まず、12節の役務費でございますが、その他手数料といたしまして253千円をお願いいたしております。それと、18節の備品購入費、放課後児童教室備品費として212千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては、改修をいたしました若基小学校の旧給食室を4月から1教室として利用するため、12節の役務費で緊急通報装置の設置をお願いするものでございます。なお、この緊急通報装置につきましては、ボタンを押すと警察等への緊急連絡が行くというものでございます。また、18節におきまして、そのコスモス教室1教室分の備品を購入したいということで212千円をお願いいたしているところでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

6款．農林水産業費でございます。4目の畜産業費、19節．負担金補助及び交付金といた

しまして、畜産振興総合対策事業補助金249千円をお願いいたしておりますが、これは肥育農家の預託牛に対する利子補給金でございます。

35ページをお願いいたします。

8款. 土木費でございます。2目の道路新設改良費、19節. 負担金補助及び交付金でございますが、私道舗装補助金といたしまして531千円を新しくお願いをいたしておりますが、これにつきましては、消防団の第4部格納庫南側の私道の舗装に対する補助金でございます。内容としては、延長37メートル、舗装面積272平方メートルで、補助率が50%でございます。

38ページをお願いいたします。

同じく土木費の1目. 住宅管理費でございます。18節. 備品購入費といたしまして116千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては、消火器等の点検により買い換えが必要になりました園部団地、割田団地、本桜団地のそれぞれ消火器30本分でございます。なお、10型、4型合わせて30本でございます。

39ページをお願いいたします。

9款. 消防費でございます。3目. 消防施設費の18節. 備品購入費、消防備品といたしまして2,058千円をお願いいたしております。これにつきましては、消防団第9部の小型ポンプの老朽化により買い換えでございまして、先ほど繰越明許費の中でも御説明いたしました地域活性化・きめ細かな交付金事業としてお願いをいたしているところでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

10款. 教育費でございます。3目の基山小教育振興費、4目の若基小教育振興費に、それぞれ18節. 備品購入費といたしまして500千円ずつお願いをいたしているところでございますが、これにつきましては地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業として、図書購入費として500千円をお願いいたしているところでございます。

同じく、42ページをお願いいたします。

中学校費、2目の教育振興費でございます。18節に500千円、小学校と同様、光をそそぐ交付金事業として、図書購入費としてお願いをいたしております。

続きまして、43ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費の4目. 歴史民俗資料図書館費でございます。これにつきましても、光をそそぐ交付金事業といたしまして、13節. 図書マーク作成委託料と図書購入費で合計いたしまして1,500千円をお願いいたしております。それから、15節. 工事請負費といたしまし

て、光をそそぐ交付金事業といたしまして、空調改修工事を7,500千円お願いいたしているところでございます。

46ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。今回1,014千円の更正をお願い申し上げ、財源調整を図らせていただきました。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

続きまして、第13号議案に対する健康福祉課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

それでは、第13号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

主なものについて御説明をいたします。

国民健康保険特別会計の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目の療養給付費等負担金の1節の現年度分でございます。療養給付費負担金につきましては、歳出2款の保険給付費の増をお願いしておりますが、それに応じて国庫負担金が増となりますので、9,078千円の追加をお願いいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

3款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金につきましては、歳出2款の保険給付費の増に伴いまして、その分で2,403千円の追加をお願いいたしております。次に、2節の特別調整交付金につきましては、システム最適化経費に対する交付金の額が確定をいたしましたので、2,126千円の更正をお願いいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

4款1項1目の療養給付費等交付金でございます。1節の現年度分の退職被保険者等療養給付費等交付金につきましては、平成22年度分の額が確定いたしましたので、8,156千円の追加をお願いいたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

6款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の一種交付金につきましては、保険給

付費の増に伴いまして、その分、1,869千円の追加をお願いいたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金でございます。1節の高額医療費共同事業交付金につきましては、平成22年度分の額が確定をいたしましたので、19,046千円の追加をお願いいたしております。次に、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、平成22年度分の額が確定をいたしましたので、861千円の更正をお願いいたしております。

続きまして、歳出でございます。10ページをお願いいたします。

1款1項2目19節の国保連合会システム機器更改経費分担金につきましては、分担金の額が確定をいたしましたので、6,954千円の更正をお願いいたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。19節の一般被保険者療養給付費負担金につきましては、平成22年5月から平成23年1月分の療養給付費の実績ごとにこれからの療養給付費を見込みまして26,701千円の追加をお願いいたしております。

次に、2款1項2目の退職被保険者等療養給付費でございます。19節の退職被保険者等療養給付費負担金につきましても、1目と同様で、平成22年5月から平成23年1月分の療養給付費の実績ごとにこれからの療養給付費を見込みまして10,703千円の追加をお願いいたしております。

次に、12ページをお願いいたします。

2款2項3目の一般被保険者高額介護合算療養費でございます。19節の一般被保険者高額介護合算療養補助金につきましては、該当される方の申請がほぼ終了いたしましたので、800千円の更正をお願いいたしております。

次に、2款2項4目の退職被保険者等高額介護合算療養費でございます。19節の退職被保険者等高額介護合算療養費補助金につきましても、前目と同様に該当される方の申請がほぼ終了をいたしましたので、400千円の更正をお願いいたしております。

次に、13ページをお願いいたします。

2款4項1目の出産育児一時金でございます。出産育児一時金につきましては、現在までの出産数が6名でございます。最終を10名と見込みまして3,360千円の更正をお願いいたしております。

次に、14ページをお願いいたします。

7款1項1目の高額医療費拠出金でございます。19節の高額医療費拠出金につきましては、平成22年度分の額が確定をいたしましたので、1,590千円の追加をお願いいたしております。

次に、2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございます。19節の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても平成22年度分の額が確定をいたしましたので、6,186千円の更正をお願いいたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の財政調整基金積立金に16,000千円の追加をお願いいたしております。

次に、17ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございますが、これにつきましては額の調整で290千円の追加をお願いいたしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

次に、第15号議案に対する健康福祉課長の引き続き補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

第15号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をいたします。後期高齢者医療特別会計の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目の特別徴収保険料でございます。1節の現年度分につきましては、被保険者の死亡等で調定が減となりましたので、2,791千円の更正をお願いいたしております。

次に、2目の普通徴収保険料でございます。1節の現年度分につきましても1目と同様で、被保険者の死亡等で調定が減となりましたので、1,836千円の更正をお願いいたしております。2節の過年度分につきましては、収入増が見込まれますので、82千円の追加をお願いいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金でございます。1節の事務費繰入金につきましては、22年度の額が確定をいたしましたので、1,919千円の更正をお願いいたしております。

続きまして、歳出でございます。8ページをお願いいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、19節の後期高齢者医療広域連合事務費納付金及び保険料等納付金につきましては、22年度分が確定をいたしましたので、5,994千円の更正をお願いいたしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

次に、第16号議案に対するまちづくり推進課長の補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

それでは、第16号議案について補足説明をさせていただきます。

平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

議案の29ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ82,534千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ622,217千円にするものでございます。

次に、補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町下水道特別会計歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書をお願いいたします。

まず、歳入でございます。3ページをお願いいたします。

2款1項1目。公共下水道使用料の追加は、実績見込みによる使用料の追加でございます。

同じく、2目。汚水処理施設使用料の更正は、実績見込みによる更正でございます。

4ページをお願いいたします。

3款1項1目。公共下水道事業費国庫補助金の更正は、補助事業の減によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

6款1項2目。汚水処理施設基金繰入金の追加は、汚水処理施設事業の歳入歳出の差し引きによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

6款2項1目。公共下水道一般会計繰入金の追加は、公共下水道事業分の歳入歳出の差し引き分によるものと、公共下水道に係るまちづくり交付金事業分の追加でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

9款1項1目、公共下水道事業債の更正は、補助事業分の減によるものでございます。

次に、歳出でございます。10ページをお願いいたします。

2款1項1目、主なものといたしまして15節、工事請負費の更正は補助事業工事費の減によるものでございます。19節、負担金補助及び交付金の更正は、宝満川上流流域下水道負担金の減によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

3款1項2目、利子の追加は、実績見込みによる長期債利子の追加でございます。

以上で補足説明を終わりますが、御審議いただき可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

以上で補足説明を終わります。

日程第23 議会改革特別委員長報告

○議長（酒井恵明君）

日程第23、議会改革特別委員長報告を議題とし、議会改革特別委員長の報告を求めます。
議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、議会改革特別委員会の最終報告を行います。

本特別委員会は、平成22年6月議会の本会議において設置され、その後、17回の特別委員会を開催して審議を重ねてまいりました。大方の審査結果は中間報告のとおりですが、その具体化として条例改正等の諸手続を進めてきたところであります。

平成22年11月26日の議会運営委員会で議会改革特別委員会の審査結果に基づき協議していただきました。その結果、一般質問の2回目以降の答弁は自席から行う、議会傍聴者名簿からの年齢欄を削除することを決定し、12月議会から実施したところであります。

平成22年12月議会では、基山町議会議員の定数を定める条例及び基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を提案し、議員定数の削減及び費用弁償の出席旅費の廃止について議決をいただいたところであります。

平成23年3月議会に基山町議会委員会条例の一部改正を上程し、また、基山町議会広報編集委員会規程の一部を改正いたします。

今回の審議結果の具体化については、今後とも審議を進め、必要な改革について順次進め

られるよう要望いたします。

以上で議会改革特別委員会の最終報告を終わります。

日程第24 第21号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第24. 第21号議案 基山町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。品川特別委員長。

○議会改革特別委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、第21号議案 基山町議会委員会条例の一部改正についての提案理由を説明いたします。

提案理由、基山町議会議員の定数削減に伴い、常任委員会を2常任委員会とし、所管事務の見直しを行うため、基山町議会委員会条例を改正する必要があるためでございます。

よろしく願いをいたします。

日程第25～26 報告第1号～報告第2号

○議長（酒井恵明君）

日程第25. 報告第1号 基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画について、日程第26. 報告第2号 基山町土地開発公社の事業報告についてを一括して議題とし、報告を求めます。報告第1号の説明を総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）（登壇）

では、基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画について御報告させていただきます。

本プランにつきましては、策定委員会を平成21年1月15日に立ち上げまして、8名の委員により10回の審議を重ね、平成23年2月16日に最終委員会を開催し、本プランが完成いたしましたので、その主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

男女共同参画推進プランの趣旨ですが、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

基本法では、国の計画策定のほかに、地方公共団体も施策について基本的な計画を定めること、国民は男女共同参画社会づくりに努めることが定められ、基山町においても問題点を明らかにし、その解決を図るための施策を計画的に推進していくため、本プランを策定し、

男女共同参画社会の実現を目指すものでございます。

本プランは、基本法の5つの基本理念に沿った基山町の基本的な考え方を明らかにし、町が行う施策を体系化し、計画的に推進していくことを目的といたしております。

2ページをお願いいたします。

このプランを実現させるため、人権尊重と男女共同参画の意識づくり、あらゆる分野において男女がともに能力を発揮する環境づくり、男女がともに健康で安心して暮らせるまちづくりの3つを基本目標に掲げております。本プランの実施期間は、平成23年度から平成32年度までの10カ年としております。なお、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、5年後に見直しを行うことといたしております。

次の3ページをお願いいたします。

3ページから、プラン策定の背景として世界、国、佐賀県の動向を掲載いたしております。また、このプラン策定に当たり、町民の男女共同参画に対する意識調査を実施しております。

次のページ、5ページをお願いいたします。

対象者は一般者を無作為で1,000名のうち回収が480、それから中学3年生を対象に191名で回収が182、18歳の男女226名に対し回収が77となり、すべてのデータを分析し、本プランの中に掲載をいたしております。

9ページから、計画の内容として、プランの体系図により基本目標を掲げ、基本課題、施策の方向を掲載し、10ページに推進のための指標による目標値を明記いたしております。

11ページ以降につきましては、それぞれの基本課題に対する分析と取り組みを記載しておりますので、どうぞお目通しをお願いいたします。

それから、38ページには、推進体制についての記載をいたしております。

それから、本プランの表紙につきまして、DV被害者支援基本計画もあわせて明記いたしております。これは、平成13年度に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律が成立いたしまして、平成20年度には市町村においてもDV防止や被害者保護のための実施に関する基本計画を策定することを努力義務とした法律が施行されております。これを受けまして基山町においては、本プランの9ページに記載しておりますけれども、9ページの基本計画の3に男女間のあらゆる暴力の根絶の項目を基本計画と定めまして、DV防止と被害者の保護に取り組むために県の指導等を受けましてタイトルに掲げて明記いたしております。本町における町民への周知を図るために本プランの概要版を作成しまして、全世帯に配布を

する予定といたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

日程第26. 報告第2号 基山町土地開発公社の事業報告についての報告を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

それでは、私のほうから、基山町土地開発公社の事業報告について御説明を申し上げます。報告第2号、資料を差し上げておりますので、それに基づきまして要点のみを申し上げますので、御了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

平成22年度基山町土地開発公社補正予算でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては事業外収益を6千円減額いたしております。また、歳出でございますが、33,715円の増額につきましては、車の車検の費用の増額、それと報酬、旅費、需用費及び公租公課の減額ということでございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入、支出とも変更は特にございません。

次の3ページ、それから4ページ、5ページにつきましては、ただいま申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたしたいと思っております。

6ページをお願いいたします。

平成22年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

販売費及び一般管理費の1,162,294円につきましては、人件費と諸経費でございます。当期損失として1,158,294円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

平成23年3月31日現在における平成22年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部では、公有用地の120,109,872円でございますが、これにつきましては図書館等の用地でございます。また、普通預金、定期預金でございます。

次に、負債及び資本の部といたしましては、長期借入金80,214千円となっており、前期繰越準備金43,665,889円から今年度の損失1,158,294円を差し引きいたしまして、残りの準

備金として42,507,595円となっております。

8ページをお願いいたします。

平成22年度基山町土地開発公社資金計画の変更についてでございます。

内容といたしましては、支払資金として656,478円と変更いたしましたために、差し引き1,737,899円でございます。

9ページをお願いいたします。

平成23年度基山町土地開発公社事業計画でございます。

用地の買収予定並びに用地の売却予定もございませんので、ゼロということになっております。

それから、10ページをお願いいたします。

平成23年度基山町土地開発公社会計予算でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部では4千円となっております。これは利息の事業外収益でございます。また、支出の部722,164円につきましては、販売及び一般管理費でございます。

11ページでございますが、資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、今年度事業を予定いたしておりませんので、収入及び支出についてはゼロということでございます。

次の12ページ、13ページ、14ページにつきましては、ただいま説明を申し上げました資料でございますので、これにつきましても後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、15ページをお願いいたします。

平成23年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

事業外収益は預金利息となっております。

次に、販売費及び一般管理費722,164円につきましては、人件費及び諸経費でございます。

事業収益に事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費を差し引きました当期損失は718,164円となっております。

次のページの16ページをお願いいたします。

平成24年3月31日現在における平成23年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部として、流動資産でございますが、公有用地120,470,835円につきましては、図

書館等の用地でございます。

次に、負債の部といたしまして、長期借入金の80,214千円は、町の土地開発基金からの借入金でございます。

前期繰越準備金といたしまして42,507,595円から当期の損失額718,164円を差し引きまして、準備金は41,789,431円ということになっております。

17ページでございますが、平成23年度基山町土地開発公社資金計画でございますが、内容といたしましては、受入資金といたしまして1,741,899円、支払資金は448,263円となりまして、差し引き1,293,636円でございます。

以上をもちまして、平成22年度、平成23年度におきます基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午前11時58分 散会～